

広野町見守りカメラ設置工事プロポーザル仕様書

1. 基本事項

(1) 本仕様書の位置づけ

本仕様書（以下「本書」とする。）は、広野町（以下「町」とする。）が行う広野町見守りカメラ設置工事（以下「本工事」とする。）に関して、設計、工事等を公募型プロポーザル方式で事業者（以下、「応募者」とする。）から技術提案を求めるものであり、町が要求する水準を示すものである。

(2) 設計及び工事

本書は町が要求する性能及び機能の条件を規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する個々の部品、機器等の性能については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。

なお、提案された内容及び性能が要求水準を上回り、町にとって有益と判断される内容は、その技術提案を高く評価する。ただし、本書から著しく外れる提案内容については参考にするが評価しない。

2. 工事概要

(1) 工事名

広野町見守りカメラ設置工事

(2) 工事の目的

広野町内の通学路に見守りカメラを設置し、警察機関と連携を図り犯罪抑止効果を向上させることにより、登下校時の子どもの安心・安全を確保することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

上限 31,042千円（税込）

※上記の上限額は予定価格ではない。

※上記の上限額は、本業務にかかる全ての工事費用を含むものとする。

(5) 見守りカメラ設置エリア

広野小学校、広野中学校およびふたば未来学園高等学校の通学路（新設柱に設置）

※ 広野町見守りカメラ設置エリア（別添資料_別紙1）参照

(6) 機能概要

広野小学校、広野中学校およびふたば未来学園高等学校の通学路に見守りカメラを設置して常時撮影し映像を保管する。また、警察機関からの要請があった場合には映像を取り出し提供する。

(7) 据付及び調整

本システムを、町が別途定める設置エリア内に据付け、調整、試験（動作確認及び初期設定等も含む）を実施し、本仕様書に記載する機能を満たし、納入・稼働させること。

(8) 諸手続

本業務に必要な各公官庁、電力会社、通信会社等への諸手続きは、必要書類を作成し、町の承

認を得た後に受注者にて代行すること。なお、その費用についても受注者負担とする。

(9) 知的財産権

本システムを構築するために必要な特許、実用新案、その他第三者の権利の対象となる知的財産権等を使用する場合には、受注者がその使用に関する一切の責任を負うものとする。

3. 要求水準

以下の要求水準同等以上の企画提案を行うこと。

(1) 全般

- ① 最適なシステム・運用を創意工夫して提案すること。
- ② 情報の不正アクセス、紛失、漏洩、改ざん、及び破壊等の脅威から保護するための適切な情報セキュリティ対策を講じること。
- ③ 使用する部品類は可能な限り国際規格又は国内規格に適合したものをを用いること。

(2) 回線要件

- ① 利用回線は、セキュリティ保持の観点からインターネットへ接続しない閉域網とし、あわせて第三者の不正アクセスを防止する対策を提案すること。
- ② 通信回線速度については、本システムの運用に必要な 100Mbps 以上とすること。
- ③ 通信回線の障害等、異常発生を速やかに検出し、通信回線復旧時間の短縮を図ること。

(3) 電力要件

屋外設備への通常電源供給は、定額契約可能（400VA 以下）な範囲とする。

(4) 見守りカメラシステムー屋外設備要件

- ① カメラ機能として、24 時間稼動し場所に応じた最適な撮影方法を提案すること。
- ② 見守りカメラの設置場所として、広野町通学路見守りカメラ設置エリア（別添資料_別紙 1）内で最適な設置場所、設置台数を提案すること。
- ③ 地震や本町における気象条件に十分耐える全天候型であり、かつ外部から塵埃が侵入しにくい構造であること。
- ④ カメラで録画した映像については、遠隔地のサーバ等で自動で保存していること。
- ⑤ 遠隔地からでも高精細な映像を見ることができること。尚、高精細な画像とは、「解像度：メガピクセル、フレームレート：4fps」を標準とする。
- ⑥ 故障した場合の予備機を準備すること。

(5) 見守りカメラシステムーセンタ設備要件

- ① 堅牢な建物の中に映像を保管すること。
- ② 映像は QVGA・毎秒 1 画像で保存期間は約 10 日間（録画容量：10GB/1 カメラ毎）以上保存できること。

(6) 見守りカメラシステムー監視要件

- ① 過去映像の検索および取出しが容易に出来る仕組みを提案すること。
- ② 監視端末は視認性に優れること。
- ③ セキュリティ上、監視画面へのログインについては ID、パスワードによる認証を必要とすること。

(7) 運用要件

- ① 最適な運用方法を創意工夫して提案すること。
- ② 各機器の操作性は高く、運用操作の修得も容易であること。
- ③ 稼動状況を自動監視し、異常が発生したことがわかる機能および通知する機能を有すること。
- ④ 維持管理が経済的に行えるものであること。
- ⑤ 利用方法や不具合等問い合わせを、日勤帯（平日 9:00-17:00、土日祝祭日除く）にサポート窓口を持つこと。
- ⑥ 24 時間 365 日、カメラ、通信機器及び録画機器の状態監視を行うこと。
- ⑦ 通知については、日勤帯（平日 9:30-17:30、土日祝祭日除く）で行うこととする。

（８）仕様書等の提出

町が選定した上位応募者は、本書に示す水準を満たしていることが確認できる機器仕様や性能が記載された仕様書を契約前に作成し、提出すること。

なお、提出された仕様書において、本書の水準が満たされることが判明した場合は、交渉権を失うこととする。

4. 工事要求水準

本業務は、本仕様書によるもののほか、関連法令及び諸規則、並びに各種の技術基準に適合したものとしますが、業務内容を勘案し、次の法令等を特に遵守した施工・安全管理を行うこと。

- ・ 建設業法
- ・ 労働安全衛生法

また、施工期間の条件を踏まえ、以下の内容に従い施工すること。

（１）工事全般

- ① 当該施工現場に配置する現場代理人、監理技術者（電気通信）を適切に配置すること。
- ② 機器及び工材等の搬入並びに工事は、周辺住民に迷惑をかけないように注意して行うこと。
- ③ 各作業において有資格者が必要な作業は、確実に有資格者に行わせること。
- ④ 既存の電気工作物、給排水管路、ガス管、電話ケーブル等他所管の施設に支障を及ぼす場合は町立会いの上施工すること。
- ⑤ 工事近隣に工事概要などを周知させるため創意工夫すること。
- ⑥ 工事の進捗状況について町に報告すること。
- ⑦ 材料は、全て新品を使用すること。
- ⑧ 屋外に設置する機器については、十分な転倒防止対策を施すこと。
- ⑨ 風圧荷重、耐震性及び安全性を考慮した、工法及び材料を選定すること。
- ⑩ 掘削工事が必要な場合は、事前に埋没物等の調査を行うこと。
- ⑪ 施工手順毎に危険予測を行い、具体的な安全対策を講じること。
- ⑫ 仕様書に明記されていない事項については、町と協議の上で施工すること。
- ⑬ 本町は汚染状況重点調査地域に指定されていることより、適切に放射線防護措置を講ずること。
- ⑭ 広野町内に現場事務所を設置すること。

（２）ごみ等の対策

- ① 工事現場周辺にごみ、廃材等が散在しないよう管理し、常に清掃に努めること。
- ② 産業廃棄物処理については、受注者において責任を持って処理すること。

(3) 住民への配慮

- ① 交通規制が生じる場所では、必要人数の交通誘導員を配置すること。
- ② 苦情があった場合は直ちに町に連絡するとともに誠意を持って必要な措置をとること。

(4) 安全対策

- ① 資材や機械等の一時保管場所及び作業途中で休止中の現場には、バリケード等を設置すること。
- ② 工事看板や安全標識の設置に当たっては、整然と配置し、転倒や飛散等がないよう堅固に固定すること。
- ③ 作業現場は常に整理・整頓に努め、不要な物は持ち込まないようにすること。
- ④ その他の各種法令にのっとり確実に、作業者の安全教育を実施し、労働災害事故の発生防止に努めること。

(5) 作成図書

① 設計図書

受注者は、施工前にシステム設計を行い、設計終了時には次の図書を作成すること。

- ア 施工計画書
- イ 納入仕様書
- ウ システム構成図
- エ 施工図
- オ 主要材料表
- カ その他提出を別途指示する図書

② 完成図書

受注者は、施工完了後、次の図書を提出すること。

提出書類については、電子媒体（一式）も併せて提出すること。

- ア 完成図一式
- イ 現地試験成績書
- ウ 作業写真
- エ 取扱説明書
- オ その他提出を別途指示する図書

(6) 調整試験

- ① 各装置の単体調整試験を行うこと。
- ② 対向調整試験を行うこと。
- ③ 総合調整試験を行うこと。

(7) 完成検査等

検査の項目、規格、方法及びデータ様式については、事前に町の承認を得ること。

(8) 工事写真

- ① 工事写真は、工事の着工前、完成時の各段階で撮影すること。
- ② 箇所の名称等が確認できるようにすること。

③ 写真を整理し、完成図書に添付すること。

(9) その他

工事完成時には、職員が機器の取り扱い等を円滑に実施できるように、取扱説明会を行うこと。
また、その後の運用においても、問い合わせ担当を設け、職員からの質問に迅速に対応すること。

5. 遵守事項

- (1) 本仕様書の各事項について、遵守、履行すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう充分注意すること。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

6. その他

(1) 参考見積書について

今回の技術提案を実現させるための参考見積書を提案書類とは別に提出すること（様式自由）。なお、賃貸借費用及び保守運用費用は予算額には含まない。

- ① 工事費用
- ② 賃貸借費用（60 ヶ月）
- ③ 保守運用費用（60 ヶ月）

- (2) この仕様書で示す内容は、技術的提案を受けるうえで最低限度の基準を示すものである。
上位応募者選定後、上位応募者の技術的提案内容を踏まえた上で、町と受注者が協議により最終的な仕様書を定めるものとする。なお、その際には、町側の意図を出来得る限り取り入れるよう努めること。